

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】 3083
- 生活保護法等による医療機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】 3091
- 生活保護法等による指定医療機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 3092
- 生活保護法等による指定医療機関からの辞退の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 3093
- 生活保護法等による指定医療機関からの所在地の変更の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 3094
- 生活保護法等による指定施術者の辞退の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 3095
- 生活保護法等による指定施術者からの所在地の変更の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 3096
- 生活保護法等による介護機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】 3097
- 生活保護法等による指定介護機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 3100
- 生活保護法等による指定介護機関からの変更の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 3101

### ◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（3件）【契約室契約課】 3103
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 3108

北九州市告示第436号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年11月20日

北九州市長 北橋健治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
土曜日 午後1時から午後5時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月29日から平成26年1月3日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

| 移動し、保管した自転車が放置されていた場所 | 移動し、保管した自転車の台数 | 移動し、保管した年月日 | 保管及び返還を行う場所                  |
|-----------------------|----------------|-------------|------------------------------|
| JR門司駅周辺地区自転車放置禁止区域    | 4台             | 平成25年10月21日 | 北九州市門司区西海岸一丁目3番<br>西海岸自転車保管所 |

|                       |     |                     |                               |
|-----------------------|-----|---------------------|-------------------------------|
| 上記以外の門司区自転車放置禁止区域外    | 1台  | 平成25年<br>10月1日      |                               |
|                       | 1台  | 平成25年<br>10月4日      |                               |
|                       | 2台  | 平成25年<br>10月7日      |                               |
|                       | 1台  | 平成25年<br>10月18<br>日 |                               |
|                       | 1台  | 平成25年<br>10月28<br>日 |                               |
| J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域  | 62台 | 平成25年<br>10月11<br>日 | 北九州市小倉北区青葉二丁目1番<br>青葉自転車保管所   |
|                       | 26台 | 平成25年<br>10月28<br>日 |                               |
| J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 18台 | 平成25年<br>10月24<br>日 |                               |
| J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 7台  | 平成25年<br>10月18<br>日 | 北九州市小倉南区下城野一丁目1番<br>下城野自転車保管所 |
| 上記以外の小倉北区自            | 2台  | 平成25年               |                               |

転車放置禁止区域外

|     |                 |
|-----|-----------------|
|     | 10月2日           |
| 2台  | 平成25年<br>10月3日  |
| 3台  | 平成25年<br>10月4日  |
| 1台  | 平成25年<br>10月7日  |
| 4台  | 平成25年<br>10月10日 |
| 14台 | 平成25年<br>10月11日 |
| 3台  | 平成25年<br>10月15日 |
| 2台  | 平成25年<br>10月17日 |
| 2台  | 平成25年<br>10月18日 |
| 23台 | 平成25年<br>10月21日 |
|     |                 |

|                                    |    |                     |                                  |
|------------------------------------|----|---------------------|----------------------------------|
|                                    | 4台 | 平成25年<br>10月22<br>日 |                                  |
|                                    | 4台 | 平成25年<br>10月25<br>日 |                                  |
|                                    | 4台 | 平成25年<br>10月28<br>日 |                                  |
|                                    | 4台 | 平成25年<br>10月29<br>日 |                                  |
| モノレール徳力嵐山口<br>停留場周辺地区自転車<br>放置禁止区域 | 3台 | 平成25年<br>10月10<br>日 | 北九州市小倉南区八重洲町<br>16番<br>八重洲自転車保管所 |
| JR下曾根駅周辺地区<br>自転車放置禁止区域            | 1台 | 平成25年<br>10月4日      |                                  |
|                                    | 4台 | 平成25年<br>10月10<br>日 |                                  |
|                                    | 2台 | 平成25年<br>10月16<br>日 |                                  |
|                                    | 3台 | 平成25年<br>10月25<br>日 |                                  |

|                          |     |                            |                                     |
|--------------------------|-----|----------------------------|-------------------------------------|
| J R 朽網駅周辺地区自<br>転車放置禁止区域 | 1 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 1 5<br>日 |                                     |
| 上記以外の小倉南区自<br>転車放置禁止区域外  | 1 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 1 日      | 北九州市小倉南区下城野一<br>丁目 1 番<br>下城野自転車保管所 |
|                          | 5 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 7 日      |                                     |
|                          | 2 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 8 日      |                                     |
|                          | 1 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 9 日      |                                     |
|                          | 1 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 1 0<br>日 |                                     |
|                          | 1 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 1 1<br>日 |                                     |
|                          | 2 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 1 5<br>日 |                                     |
|                          | 1 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 1 6<br>日 |                                     |
|                          | 5 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 1 7<br>日 |                                     |

|                    |    |                 |                          |
|--------------------|----|-----------------|--------------------------|
|                    | 1台 | 平成25年<br>10月24日 |                          |
|                    | 3台 | 平成25年<br>10月25日 |                          |
|                    | 1台 | 平成25年<br>10月29日 |                          |
| 若松渡船場周辺地区自転車放置禁止区域 | 1台 | 平成25年<br>10月11日 | 北九州市若松区響南町8番<br>小石自転車保管所 |
| 上記以外の若松区自転車放置禁止区域外 | 2台 | 平成25年<br>10月11日 |                          |
|                    | 4台 | 平成25年<br>10月18日 |                          |
|                    | 1台 | 平成25年<br>10月22日 |                          |
|                    | 3台 | 平成25年<br>10月23日 |                          |
|                    | 2台 | 平成25年<br>10月29日 |                          |

|                                 |       | 日                          |                                  |
|---------------------------------|-------|----------------------------|----------------------------------|
| J R 八幡駅周辺地区自<br>転車放置禁止区域        | 4 台   | 平成 2 5 年<br>1 0 月 1 6<br>日 | 北九州市八幡西区築地町 1<br>0 番<br>築地自転車保管所 |
| J R 黒崎駅周辺地区自<br>転車放置禁止区域        | 1 6 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 1 0<br>日 |                                  |
| J R 折尾駅周辺地区自<br>転車放置禁止区域        | 2 6 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 2 2<br>日 | 北九州市八幡西区長崎町 2<br>番<br>長崎町自転車保管所  |
| J R 陣原駅周辺地区自<br>転車放置禁止区域        | 1 3 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 4 日      |                                  |
| 上記以外の八幡西区自<br>転車放置禁止区域外         | 4 2 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 1 1<br>日 | 北九州市八幡西区築地町 1<br>0 番<br>築地自転車保管所 |
| J R 九州工大前駅周辺<br>地区自転車放置禁止区<br>域 | 1 8 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 1 7<br>日 | 北九州市戸畑区三六町 1 3<br>番<br>三六自転車保管所  |
| J R 戸畑駅周辺地区自<br>転車放置禁止区域        | 1 4 台 | 平成 2 5 年<br>1 0 月 2 3<br>日 |                                  |
| 上記以外の戸畑区自転<br>車放置禁止区域外          | 4 台   | 平成 2 5 年<br>1 0 月 1 日      |                                  |
|                                 | 9 台   | 平成 2 5 年<br>1 0 月 2 日      |                                  |

|    |                     |
|----|---------------------|
| 3台 | 平成25年<br>10月3日      |
| 4台 | 平成25年<br>10月9日      |
| 2台 | 平成25年<br>10月10<br>日 |
| 1台 | 平成25年<br>10月15<br>日 |
| 2台 | 平成25年<br>10月17<br>日 |
| 1台 | 平成25年<br>10月21<br>日 |
| 3台 | 平成25年<br>10月30<br>日 |

北九州市告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成25年11月20日

北九州市長 北橋健治

1 診療所

(1) 一般

| 名称           | 所在地                         | 指定年月日      |
|--------------|-----------------------------|------------|
| 森林クリニック      | 北九州市小倉北区霧ヶ丘二丁目9番33号         | 平成25年10月1日 |
| 医療法人孝明会ハート歯科 | 北九州市小倉北区今町二丁目9番11号水上ビル2F    | 平成25年10月1日 |
| にこにこクリニック    | 北九州市八幡西区上香月三丁目1番12号ベルクレスト1F | 平成25年10月1日 |

(2) 歯科

| 名称               | 所在地                   | 指定年月日      |
|------------------|-----------------------|------------|
| まちの歯医者さん         | 北九州市若松区今光一丁目2番12号     | 平成25年10月1日 |
| 戸畑なかしま歯科         | 北九州市戸畑区千防二丁目10番6号     | 平成25年10月1日 |
| ジョイ歯科・こども歯科クリニック | 北九州市八幡西区則松七丁目22番23号1F | 平成25年10月4日 |

2 調剤

| 名称          | 所在地                     | 指定年月日      |
|-------------|-------------------------|------------|
| さくら調剤薬局春の町店 | 北九州市八幡東区春の町五丁目8番7号      | 平成25年10月1日 |
| きらり薬局小倉南店   | 北九州市小倉南区徳吉東五丁目18番5-105号 | 平成25年10月1日 |
| 大信薬局陣原駅前店   | 北九州市八幡西区陣原三丁目23番9号      | 平成25年9月1日  |
| オリーブ薬局霧ヶ丘店  | 北九州市小倉北区霧ヶ丘二丁目9番2号      | 平成25年10月1日 |

北九州市告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成25年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

調剤

| 名 称      | 所 在 地                  | 廃止年月日          |
|----------|------------------------|----------------|
| フレンズ調剤薬局 | 北九州市八幡西区陣原<br>三丁目23番9号 | 平成25年8月31<br>日 |

北九州市告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の2第3号の規定により次のように告示する。

平成25年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

診療所

| 名 称          | 所 在 地               | 辞 退 年 月 日  |
|--------------|---------------------|------------|
| 石松ウイメンズクリニック | 北九州市小倉南区津田新町四丁目5番1号 | 平成25年12月1日 |

北九州市告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から所在地の変更の届出があったため、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成25年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 診療所

| 名 称    | 所 在 地 |                       | 変更年月日     |
|--------|-------|-----------------------|-----------|
| 本田眼科医院 | 変更前   | 北九州市小倉北区宇佐町一丁目10番9号3F | 平成25年9月2日 |
|        | 変更後   | 北九州市小倉北区大島三丁目2番50号    |           |

2 訪問看護

| 名 称              | 所 在 地 |                         | 変更年月日     |
|------------------|-------|-------------------------|-----------|
| 訪問看護ステーション<br>桃園 | 変更前   | 北九州市八幡西区清納二丁目10番32-202号 | 平成25年8月1日 |
|                  | 変更後   | 北九州市八幡東区桃園一丁目5番1号       |           |

北九州市告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定施術者から指定の辞退の届出があったため、生活保護法第55条の2第3号の規定により次のように告示する。

平成25年11月20日

北九州市長 北橋健治

| 代表施術者氏名 | 施術所の名称           | 所在地                    | 辞退年月日      |
|---------|------------------|------------------------|------------|
| 伊作彰人    | 伊作鍼灸院            | 北九州市小倉北区日明四丁目1番5号      | 平成25年6月26日 |
| 木下彰芳    | はりきゅうマッサージさくら治療院 | 北九州市八幡西区永犬丸南町一丁目10番10号 | 平成25年8月24日 |

北九州市告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定施術者から所在地の変更の届出があったため、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成25年11月20日

北九州市長 北橋健治

| 氏名   | 施術所の名称 |     | 所在地                   | 変更年月日      |
|------|--------|-----|-----------------------|------------|
| 廣津清教 | 廣津整骨院  | 変更前 | 北九州市八幡東区枝光本町7番18-101号 | 平成25年9月17日 |
|      |        | 変更後 | 北九州市若松区鴨生田三丁目6番9号     |            |

北九州市告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき介護機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成25年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

| 名称及び主たる事務所の所在地                    | 事業所の名称及び所在地                                | 施設又は事業の種類                | 指定年月日      |
|-----------------------------------|--|--------------------------|------------|
| 株式会社ビーバランス<br>北九州市八幡西区千代三丁目1番6号   | 介護予防センター<br>ビーバランス<br>北九州市八幡西区千代三丁目1番6号    | 通所介護                     | 平成25年10月1日 |
| 有限会社ノイエスト<br>北九州市八幡東区春の町一丁目6番19号  | かたやま薬局<br>北九州市八幡東区春の町一丁目6番19号              | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 平成25年10月1日 |
| 今光ホームケアクリニック<br>北九州市若松区今光一丁目9番10号 | 今光ホームケアクリニック<br>北九州市若松区今光一丁目9番10号          | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 平成25年9月20日 |
| 吉村興産株式会社<br>北九州市八幡東区清田一丁目8番19号    | グリーンヒルズ北九州ケアプランセンター<br>北九州市八幡東区清田二丁目12番37号 | 居宅介護支援                   | 平成25年9月24日 |
| 吉村興産株式会社<br>北九州市八幡東区清田一丁目8番19号    | グリーンヒルズ北九州ヘルパーセンター<br>北九州市八幡東区清田二丁目12番37号  | 訪問介護<br>介護予防訪問介護         | 平成25年9月24日 |
| 株式会社ゆりはか<br>北九州市小倉北区黒住町5番3号       | デイサービスセンターはな時計<br>北九州市小倉北区黒住町5番3号          | 通所介護<br>介護予防通所介護         | 平成25年9月1日  |
| 特定非営利活動法人あじさい                     | あじさいの家<br>北九州市若松区山                         | 小規模多機能型居宅介護              | 平成25年9月30日 |

|   |   |                                  |                |
|---|---|----------------------------------|----------------|
| 北九州市若松区東畑町1番6号                            | ノ堂町6番2号                                   | 介護予防小規模多機能型居宅介護                  |                |
| 学校法人井上学園<br>北九州市門司区社ノ木一丁目14番8号            | グループホームひまわり<br>北九州市門司区稲積一丁目12番27号         | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成25年<br>9月30日 |
| Hyuga Pharmacy株式会社<br>太宰府市向佐野二丁目11番24号    | きらり薬局小倉南店<br>北九州市小倉南区徳吉東五丁目18番5-105号      | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 平成25年<br>10月1日 |
| 株式会社パソナライフケア<br>東京都千代田区大手町二丁目6番4号         | 守恒ケアプランセンターはるか<br>北九州市小倉南区守恒四丁目21番8号      | 居宅介護支援                           | 平成25年<br>10月1日 |
| 有限会社ノット<br>北九州市門司区矢筈町6番18号                | グループホーム彩光苑<br>北九州市門司区矢筈町6番18号             | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成25年<br>10月1日 |
| 医療法人社団桜会<br>北九州市小倉南区朽網西一丁目17番13号          | デイサービス一会<br>北九州市小倉南区朽網西一丁目17番13号          | 通所介護<br>介護予防通所介護                 | 平成25年<br>10月2日 |
| 協栄興産株式会社<br>北九州市八幡西区穴生二丁目9番13号            | ふれあいの家祝町多機能サポートセンター<br>北九州市八幡東区祝町二丁目13番5号 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護   | 平成25年<br>10月3日 |
| にこにこクリニック<br>北九州市八幡西区上香月三丁目1番12号ベルクレスト1F  | にこにこクリニック<br>北九州市八幡西区上香月三丁目1番12号ベルクレスト1F  | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 平成25年<br>10月1日 |
| ジョイ歯科・こども歯科クリニック<br>北九州市八幡西区則松七丁目22番23号1F | ジョイ歯科・こども歯科クリニック<br>北九州市八幡西区則松七丁目22番23号1F | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 平成25年<br>10月4日 |
| 株式会社ハピネス<br>北九州市八幡西区                      | デイサービスハピネス永犬丸                             | 通所介護                             | 平成25年<br>10月4日 |

|                                    |  |        |                |
|------------------------------------|--|--------|----------------|
| 則松七丁目9番9号                          | 北九州市八幡西区<br>永犬丸西町二丁目<br>3番8号                     |        |                |
| NPO法人 lien<br>北九州市若松区塩<br>屋三丁目7番5号 | ケアプランセンタ<br>ーohana<br>北九州市八幡西区<br>陣山三丁目8番2<br>7号 | 居宅介護支援 | 平成25年<br>10月1日 |

北九州市告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成25年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

| 名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地  | 施設又は事業の種類        | 廃止年月日          |
|--|--|------------------|----------------|
| 有限会社アイコウ<br>北九州市小倉北区<br>神岳二丁目11番<br>21号神岳第一ハ<br>イツ606号 | アイコウヘルパー<br>ステーション<br>北九州市小倉北区<br>神岳二丁目11番<br>21号神岳第一ハ<br>イツ606号 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 平成25年<br>8月31日 |
| 有限会社又福<br>北九州市小倉北区<br>神岳二丁目11番<br>21号神岳第一ハ<br>イツ606号   | ケアプランセンタ<br>ー神岳<br>北九州市小倉北区<br>神岳二丁目11番<br>21号神岳第一ハ<br>イツ606号    | 居宅介護支援           | 平成25年<br>8月31日 |
| 一般社団法人家族<br>会<br>北九州市小倉北区<br>皿山町22番4号                  | ケアプランセンタ<br>ーohana<br>北九州市八幡西区<br>陣山三丁目8番2<br>7号                 | 居宅介護支援           | 平成25年<br>9月30日 |
| 有限会社小倉ケア<br>プランセンター<br>北九州市小倉北区<br>木町二丁目4番3<br>2-106号  | 地域ラボ*はな時<br>計<br>北九州市小倉北区<br>黒住5番3号                              | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 平成25年<br>8月31日 |

北九州市告示第445号

生活保護法（平成25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成25年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業所の所在地の変更

| 名称               | 所在地 |                                  | 施設又は事業の種類        | 変更年月日         |
|------------------|-----|----------------------------------|------------------|---------------|
| さわやかヘルパーステーション門司 | 変更前 | 北九州市門司区大字畑1543番地の1               | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 平成25年<br>4月1日 |
|                  | 変更後 | 北九州市門司区大久保一丁目9番20号<br>さわやか和布刈式番館 |                  |               |
| ヘルパーステーションともしび   | 変更前 | 北九州市若松区波打町6番11号                  | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 平成25年<br>5月1日 |
|                  | 変更後 | 北九州市若松区東小石町6番36号                 |                  |               |
| ケアサポートセンターなずな    | 変更前 | 北九州市若松区東二島一丁目3番35号               | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 平成25年<br>5月1日 |
|                  | 変更後 | 北九州市若松区畠田三丁目2番29号                |                  |               |
| ケアプランセンターなずな     | 変更前 | 北九州市若松区東二島一丁目3番35号               | 居宅介護支援           | 平成25年<br>5月1日 |
|                  | 変更後 | 北九州市若松区畠田三丁目2番29号                |                  |               |
| ヘルパーステーション桃園     | 変更前 | 北九州市八幡西区清納二丁目10番32-202号          | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 平成25年<br>8月1日 |

|               |     |                         |                  |               |
|---------------|-----|-------------------------|------------------|---------------|
|               | 変更後 | 北九州市八幡東区桃園一丁目5番1号       |                  |               |
| 訪問看護ステーション桃園  | 変更前 | 北九州市八幡西区清納二丁目10番32-202号 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 | 平成25年<br>8月1日 |
|               | 変更後 | 北九州市八幡東区桃園一丁目5番1号       |                  |               |
| 居宅介護支援センターかすが | 変更前 | 北九州市門司区春日町12番8号         | 居宅介護支援           | 平成25年<br>8月1日 |
|               | 変更後 | 北九州市門司区春日町26番4号101      |                  |               |

2 事業所の名称の変更

| 名称  |                       | 所在地               | 施設又は事業の種類 | 変更年月日         |
|-----|-----------------------|-------------------|-----------|---------------|
| 変更前 | エスエム介護支援センター          | 北九州市小倉北区大手町17番21号 | 居宅介護支援    | 平成25年<br>9月1日 |
| 変更後 | シルバーサンホームエスエム介護支援センター |                   |           |               |

一般競争入札により、学研北部本城弘川線照明灯設置工事（25-1）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

|  |  |   |
|--|--|---|
| 1 工事概要   | 工事名  | 学研北部本城弘川線照明灯設置工事（25-1）  |
|  | 工事場所   | 北九州市若松区大字塩屋   |
|  | 工事内容   | 歩道用照明灯46本、道路照明灯9本   |
|  | 工期   | 請負契約締結の日から平成26年3月31日まで  |
|  | 予定価格   | 4,085万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  |
|  | 総合評価方式   | 適用しない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）   | 登録   | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。  |
|  | 登録工種   | 電気工事（希望順位が第1順位であること。）   |
|  | 等級（注2）   | A   |
|  | 許可   | 電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。  |
|  | 所在地  | 本店又は主たる営業所（注4）が北九州市内にあること。  |
|  | 実績   | 平成20年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績又は契約の実績があること。 |
| 3 契約条項を示す場所及び期間  | 場所   | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課   |
|  | 期間   | この公告の日から平成25年12月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで   |
|  | 4 競争参加資格確認申請書の提出期間   | この公告の日から平成25年11月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで   |
| 5 入札書の受付期間   | (1)  | 平成25年12月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで   |
|  | (2)  | 平成25年12月9日 午前9時から午後4時30分まで  |
| 6 開札の場所及び日時  | 場所   | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課   |
|  | 日時   | 平成25年12月10日 午前9時8分  |
| 7 入札及び契約に関する条件   | 最低制限価格   | 設ける。  |
|  | 入札保証金  | 免除する。   |
|  | 契約保証金  | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。   |
| 8 入札の無効  | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。   |   |
|  | (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札<br>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 |   |
| (1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。<br>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。 |  |   |

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。
- 注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- 注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。

北九州市公告第944号

一般競争入札により、大門木町線（大手町工区）道路改築工事（25-1）及び大手町地内雨水（その2）合流改善管渠築造工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| 1 工事概要                         | 工事名   | 大門木町線（大手町工区）道路改築工事（25-1）<br>大手町地内雨水（その2）合流改善管渠築造工事   |
|                                | 工事場所  | 北九州市小倉北区大手町  |
|                                | 工事内容  | 工事長 90メートル 排水工 77メートル ほか   |
|                                | 工期  | 請負契約締結の日から平成26年3月31日まで   |
|                                | 予定価格  | 7,219万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 合併工事  | この公告に係る入札は、大門木町線（大手町工区）道路改築工事（25-1）及び大手町地内雨水（その2）合流改善管渠築造工事の入札を合併して行う合併入札とする。  |
|                                | 総合評価落札方式  | 適用しない。   |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録  | 建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。  |
|                                | 登録工種  | 土木工事（希望順位が第1順位であること。）  |
|                                | 等級（注2）  | A  |
|                                | 許可  | 土木工事業について特定建設業の許可（注3）を受けていること。   |
|                                | 所在地   | 本店又は主たる営業所（注4）が北九州市内にあること。   |
|                                | 実績  | 平成20年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名又は契約の実績があること。   |
|                                | 手持工事等   | （1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成24年度又は平成25年度に発注した予定価格（注5）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事（小口径推進工事及び中・大口径推進工事を含む。）、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。<br>イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。<br>ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。<br>（2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成25年11月18日から同年12月10日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| 技術者                            | 本件土木工事に係る監理技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。   |  |
| その他                            | （1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。<br>（2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。  |  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課  |
| 期間                             | この公告の日から平成25年12月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで   |  |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | この公告の日から平成25年11月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで   |  |
| 5 入札書の受付期間                     | （1） 平成25年12月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで<br>（2） 平成25年12月9日 午前9時から午後4時30分まで   |  |
| 6 開札の場所及び日時                    | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課  |
|                                | 日時  | 平成25年12月10日 午前9時   |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格  | 設ける。   |
|                                | 入札保証金   | 免除する。  |
|                                | 契約保証金   | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>（1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札<br>（2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>（3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>（4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札<br>（1） 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 |  |

|  |  |
|--|--|
| 9 その他  | <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> |  |

北九州市公告第945号

一般競争入札により、環境響灘東地区南緑地工事（25-3）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

|                            |  |  |
|----------------------------|--|--|
| 1 工事概要                     | 工事名  | 環境響灘東地区南緑地工事（25-3）   |
|                            | 工事場所   | 北九州市若松区響町一丁目   |
|                            | 工事内容   | 構造物撤去工 一式 土工 一式 植栽基盤工 一式 ほか  |
|                            | 工期   | 請負契約締結の日から平成26年3月15日まで   |
|                            | 予定価格   | 2,678万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                            | 総合評価落札方式   | 適用しない。   |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当すること。） | 登録   | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|                            | 登録工種   | 造園工事（希望順位が第1順位であること。）  |
|                            | 等級（注2）   | A  |
|                            | 許可   | 造園工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。   |
|                            | 所在地  | 本店又は主たる営業所（注4）が北九州市内にあること。   |
|                            | 実績   | 平成20年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した造園工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名又は契約の実績があること。 |
| 手持工事等                      | 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の造園工事で平成25年1月18日から同年12月10日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。                                |  |
| 技術者                        | 本件造園工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 |  |
| その他                        | (1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。<br>(2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。   |  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間            | 場所   | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課   |
|                            | 期間   | この公告の日から平成25年12月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで                  |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間         | この公告の日から平成25年11月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで  |  |
| 5 入札書の受付期間                 | (1)  | 平成25年12月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで  |
|                            | (2)  | 平成25年12月9日 午前9時から午後4時30分まで   |
| 6 開札の場所及び日時                | 場所   | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課   |
|                            | 日時   | 平成25年12月10日 午前9時5分   |
| 7 入札及び契約に関する条件             | 最低制限価格   | 設ける。   |
|                            | 入札保証金  | 免除する。  |
|                            | 契約保証金  | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。                              |
| 8 入札の無効                    | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。   |  |
|                            | (1)  | この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札  |
|                            | (2)  | 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札  |
|                            | (3)  | 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札   |
| (4)                        | 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札   |  |
| 9 その他                      | (1)  | 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。  |
|                            | (2)  | 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。               |
|                            | (3)  | この公告に関する問合せ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。  |
| 注1                         | 北九州市建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。   |  |
| 注2                         | 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。  |  |
| 注3                         | 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。   |  |
| 注4                         | 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。  |  |
| 注5                         | 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。  |  |
| 注6                         | 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。  |  |

北九州市公告第946号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成25年11月20日

北九州市長 北 橋 健 治

| 開発区域に含まれる地域の名称   | 開発行為者   |
|--|---|
| 北九州市小倉南区中貫一丁目980番1及び980番4から980番20まで                                  | 北九州市小倉南区重住二丁目5番2号<br>有限会社住販<br>取締役 縄田 誠       |
| 北九州市小倉南区湯川新町二丁目338番1、338番5から338番7まで、338番10から338番12まで及び339番1から339番6まで | 北九州市小倉北区片野五丁目3番10号<br>有限会社アイユーホーム<br>取締役 野口憲一 |